

平成31年 第3回

戸田市教育委員会定例会

平成31年3月15日（金）午後3時

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第3回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第10号 戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）について…… 1

議案第11号 戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）について……………当日配付

議案第12号 戸田市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）について… 8

議案第13号 戸田市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則（案）について………… 10

議案第14号 戸田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令（案）について………… 17

議案第15号 平成31年度戸田市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について……………当日配付

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成31年4月25日（木）午後4時～

(2) その他

7 閉 会

戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

戸田市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「の内部組織（以下「組織」という。）」を「（以下「事務局」という。）の組織」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

組織は、次のとおりとする。

- (1) 教育総務課
- (2) 学務課
- (3) 教育政策室
- (4) 学校給食課
- (5) 生涯学習課

第2条第2項中「前項に規定するもののほか、課等」を「前項第3号から第5号までの部署」に改め、同項の表中「課等」を「部署」に改め、小学校の項及び中学校の項を削り、同条に次の1項を加える。

4 戸田市立学校設置条例（昭和39年条例第23号）に規定する学校は、事務局（生涯学習課を除く。）が所管する。

第3条教育総務課の項第4号中「、涉外」を「及び涉外」に改め、同条学務課の項第3号中「転出・入」を「転出入」に改め、同項第7号中「及び準要保護児童、生徒」を「又は準要保護の児童生徒」に改め、同項第12号中「児童、生徒」を「児童生徒」に改め、同項第13号中「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の次に「（平成14年法律第162号）に規定する災害共済給付等」を加え、同項第14号中「その他」を削り、同条学校給食課の項各号を次のように改める。

- (1) 学校給食の管理運営に関すること。
- (2) 学校給食センターに関すること。
- (3) 単独校調理場に関すること。
- (4) 学校給食を活用した食育に関すること。

第4条第1項中「第7項」を「第11項」に改め、同条第2項中「（教育委員会事務局において戸田市行政組織規則（平成17年規則第7号）第7条に規定する部長と同一の職務を行う者をいう。以下同じ。）」を削り、「次長」の

次に「、主席指導主事」を加え、「社会教育主事」を「社会教育主事を」に、「担当課長、課」を「担当課長を、並びに課」に改め、同条第3項中「、担当課長」を削り、同条第7項中「及び事務の決裁手続等」を「、事務の決裁手続等」に改め、同項を同条第12項とし、同項の前に次の4項を加える。

8 主席指導主事は、上司の命を受け、指導主事が行う事務（法第18号第3項に規定する事務をいう。以下同じ。）を総括する。

9 主任指導主事は、上司の命を受け、指導主事が行う事務のうち相当高度の知識、経験等を必要とする困難な事務に従事する。

10 指導主事は、上司の命を受け、指導主事が行う事務に従事する。

11 社会教育主事は上司の命を受け、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の3に規定する事務に従事し、社会教育主事補は社会教育主事の職務を助ける。

第4条第6項中「及び技師補」を「、技師補、統括主任業務員、統括主任調理士、主任業務員、主任調理師、業務員及び調理士」に改め、「戸田市行政組織規則」の次に「（平成17年規則第7号）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項に定めるもののほか、必要に応じて課に統括主任業務員、統括主任調理士、主任業務員、主任調理士、業務員及び調理士を置くことができる。

第5条を削り、第6条を第5条とし、本則に次の1条を加える。

（準用）

第6条 事務局における文書の取扱いは、戸田市文書管理規程（昭和62年訓令第3号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（戸田市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正）

2 戸田市教育委員会事務局職員の職名に関する規則（平成4年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「主任」の次に「、専門員」を加える。

戸田市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改正前	改正後(案)																		
<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づき、<u>戸田市教育委員会事務局の内部組織（以下「組織」という。）</u>について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条 <u>組織を次のとおり定める。</u></p> <p><u>教育総務課 学務課 教育政策室 学校給食課 生涯学習課</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、課等に属する施設は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づき、<u>戸田市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条 <u>組織は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>教育総務課</u></p> <p>(2) <u>学務課</u></p> <p>(3) <u>教育政策室</u></p> <p>(4) <u>学校給食課</u></p> <p>(5) <u>生涯学習課</u></p> <p>2 <u>前項第3号から第5号までの部署に属する施設は、次のとおりとする。</u></p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1131 338 1182">課等</th> <th data-bbox="338 1131 1135 1182">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1182 338 1233">教育政策室</td> <td data-bbox="338 1182 1135 1233">教育センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1233 338 1294">学校給食課</td> <td data-bbox="338 1233 1135 1294">学校給食センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1294 338 1409">生涯学習課</td> <td data-bbox="338 1294 1135 1409">下戸田公民館 美笹公民館 新曽公民館 少年自然の家 図書館 郷土博物館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1409 338 1463">小学校</td> <td data-bbox="338 1409 1135 1463"></td> </tr> </tbody> </table>	課等	施設	教育政策室	教育センター	学校給食課	学校給食センター	生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曽公民館 少年自然の家 図書館 郷土博物館	小学校		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 1131 1332 1182">部署</th> <th data-bbox="1332 1131 2130 1182">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 1182 1332 1233">教育政策室</td> <td data-bbox="1332 1182 2130 1233">教育センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1233 1332 1294">学校給食課</td> <td data-bbox="1332 1233 2130 1294">学校給食センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1294 1332 1409">生涯学習課</td> <td data-bbox="1332 1294 2130 1409">下戸田公民館 美笹公民館 新曽公民館 少年自然の家 図書館 郷土博物館</td> </tr> </tbody> </table>	部署	施設	教育政策室	教育センター	学校給食課	学校給食センター	生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曽公民館 少年自然の家 図書館 郷土博物館
課等	施設																		
教育政策室	教育センター																		
学校給食課	学校給食センター																		
生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曽公民館 少年自然の家 図書館 郷土博物館																		
小学校																			
部署	施設																		
教育政策室	教育センター																		
学校給食課	学校給食センター																		
生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曽公民館 少年自然の家 図書館 郷土博物館																		

改正前		改正後(案)
中学校		
3 (略)		3 (略)
(事務分掌)		4 <u>戸田市立学校設置条例(昭和39年条例第23号)に規定する学校は、事務局(生涯学習課を除く。)</u> が所管する。
第3条 (略)		(事務分掌)
教育総務課		第3条 (略)
(1)～(3) (略)		教育総務課
(4) 教育長の秘書、 <u>渉外</u> に関すること。		(1)～(3) (略)
(5)～(11) (略)		(4) 教育長の秘書 <u>及び渉外</u> に関すること。
学務課		(5)～(11) (略)
(1)・(2) (略)		学務課
(3) 児童生徒の就学及び <u>転出・入</u> に関すること。		(1)・(2) (略)
(4)～(6) (略)		(3) 児童生徒の就学及び <u>転出入</u> に関すること。
(7) <u>要保護及び準要保護児童、生徒</u> に関すること。		(4)～(6) (略)
(8)～(11) (略)		(7) <u>要保護又は準要保護の児童生徒</u> に関すること。
(12) 通学路及び <u>児童、生徒</u> の交通安全に関すること。		(8)～(11) (略)
(13) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に関すること。		(12) 通学路及び <u>児童生徒</u> の交通安全に関すること。
(14) 学校保健会及び <u>その他</u> 学校保健管理に関すること。		(13) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 <u>(平成14年法律第162号)</u> に規定する災害共済給付等に関すること。
(15) (略)		(14) 学校保健会及び学校保健管理に関すること。
		(15) (略)

改正前	改正後(案)
<p>教育政策室 (略)</p> <p>学校給食課</p> <p>(1) <u>学校給食に係る事務の調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校給食の管理運営に関すること。</u></p> <p>(3) <u>単独校調理場の計画及び維持管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校に係る食育に関すること。</u></p> <p>(5) <u>学校給食センターに関すること。</u></p> <p>生涯学習課 (略)</p> <p>(職及び職務)</p> <p>第4条 事務局に置く職員の職及び職務については、次項から第7項までに定めるところによる。</p> <p>2 事務局に教育部長<u>(教育委員会事務局において戸田市行政組織規則(平成17年規則第7号)第7条に規定する部長と同一の職務を行う者をいう。以下同じ。)</u>、次長、主任指導主事、指導主事及び<u>社会教育主事</u>、室に室長及び<u>担当課長</u>、課に課長を置く。</p> <p>3 事務局に参事、参与、副参事、<u>担当課長</u>及び社会教育主事補を置くことができる。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>教育政策室 (略)</p> <p>学校給食課</p> <p>(1) <u>学校給食の管理運営に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校給食センターに関すること。</u></p> <p>(3) <u>単独校調理場に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校給食を活用した食育に関すること。</u></p> <p>生涯学習課 (略)</p> <p>(職及び職務)</p> <p>第4条 事務局に置く職員の職及び職務については、次項から第11項までに定めるところによる。</p> <p>2 事務局に教育部長、次長、<u>主席指導主事</u>、主任指導主事、指導主事及び<u>社会教育主事</u>を、室に室長及び<u>担当課長</u>を、並びに課に課長を置く。</p> <p>3 事務局に参事、参与、副参事及び社会教育主事補を置くことができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>前項に定めるもののほか、必要に応じて課に統括主任業務員、統括主任調理士、主任業務員、主任調理士、業務員及び調理士</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>6 教育部長、参事、参与、次長、室長、副参事、課長、担当課長、主幹、副主幹、主査、主任、専門員、主事、技師、主事補及び技師補の基本的な職務は、戸田市行政組織規則第7条及び第9条から第17条までの規定を準用する。</p> <p>7 職務遂行に伴う職務権限及び事務の決裁手続等は、別に定める。</p> <p><u>(指導主事及び社会教育主事等の職務)</u></p> <p>第5条 <u>主任指導主事は、上司の命を受け、法第18条第3項に規定する指導主事の事務のうち、相当高度の知識、経験等を必</u></p>	<p><u>を置くことができる。</u></p> <p>7 教育部長、参事、参与、次長、室長、副参事、課長、担当課長、主幹、副主幹、主査、主任、専門員、主事、技師、主事補、<u>技師補、統括主任業務員、統括主任調理士、主任業務員、主任調理師、業務員及び調理士</u>の基本的な職務は、戸田市行政組織規則 <u>(平成17年規則第7号)</u> 第7条及び第9条から第17条までの規定を準用する。</p> <p>8 <u>主席指導主事は、上司の命を受け、指導主事が行う事務(法第18号第3項に規定する事務をいう。以下同じ。)を総括する。</u></p> <p>9 <u>主任指導主事は、上司の命を受け、指導主事が行う事務のうち相当高度の知識、経験等を必要とする困難な事務に従事する。</u></p> <p>10 <u>指導主事は、上司の命を受け、指導主事が行う事務に従事する。</u></p> <p>11 <u>社会教育主事は上司の命を受け、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の3に規定する事務に従事し、社会教育主事補は社会教育主事の職務を助ける。</u></p> <p>12 職務遂行に伴う職務権限、事務の決裁手続等は、別に定める。</p>

改正前	改正後(案)
<p><u>要とする困難な事務に従事する。</u></p> <p><u>2 指導主事は、上司の命を受け、法第18条第3項に規定する事務に従事する。</u></p> <p><u>3 社会教育主事は上司の命を受け、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の3に規定する事務に従事し、社会教育主事補は社会教育主事の職務を助ける。</u></p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p><u>第5条</u> （略）</p> <p><u>（準用）</u></p> <p><u>第6条</u> <u>事務局における文書の取扱いは、戸田市文書管理規程（昭和62年訓令第3号）の例による。</u></p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（戸田市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正）</u></p> <p><u>2 戸田市教育委員会事務局職員の職名に関する規則（平成4年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第2条中「主任」の次に「、専門員」を加える。</u></p>

戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する
規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
（平成31年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定中「「者」に改める」を「「者」に改め、同条に次の1項
を加える」に改める。

3 第1項第1号又は第2号に規定する者の保護者のうち別に定める要件を満
たすものは、給食費の負担額の2分の1に相当する額について補助金の交付
を受けることができる。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）
による保護、戸田市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱による就
学援助その他公的扶助制度により学校給食費に相当する額の給付を受けてい
る者は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

戸田市学校給食費補助金について

1 概要

多子世帯の経済的負担を軽減するため、第 3 子以降の学校給食費を減免する事業を平成 31 年度より開始する。

2 方法

申請に基づき、一定の要件を満たす世帯に対し、学校給食費の半額を償還払いとし、年 2 回に分けて補助する。

3 補助金額

(例) 小学校 年 44,000 円 ⇒ 補助金額 22,000 円
中学校 年 50,600 円 ⇒ 補助金額 25,300 円

4 対象者

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者から数えて 3 人目以降の児童生徒を養育していること。
- (3) 児童手当法による児童手当を受給していること。ただし、同法に規定する特例給付の受給者は、除く。
- (4) 市民税及び市立の小・中学校の学校給食費を滞納していないこと。
- (5) 生活保護、就学援助その他の公的扶助制度により学校給食費に相当する額の給付を受けていないこと。

5 支給の流れ

- (1) 平成 31 年 5 月以降に、各学校を通して案内及び申請書類を配布する。
- (2) 6 月以降に、各学校を通して申請書類を受け付ける。
- (3) 支給要件を確認し、11 月に上半期分の補助金を支給する。
- (4) 翌年 5 月に、下半期分の補助金を支給する。

議案第 1 2 号

戸田市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立教育センター条例施行規則（平成 1 1 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,040円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の戸田市立教育センター条例施行規則の規定にかかわらず、施行日前に使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

戸田市立教育センター条例施行規則新旧対照表

改正前		改正後(案)																	
<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>		<p>本則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の戸田市立教育センター条例施行規則の規定にかかわらず、施行日前に使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。</u></p>																	
<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビデオプロジェクター</td> <td>1式</td> <td>1回につき <u>1,000円</u></td> <td>スクリーン及びホワイトボードを含む。</td> </tr> </tbody> </table>		種類	単位	使用料	備考	ビデオプロジェクター	1式	1回につき <u>1,000円</u>	スクリーン及びホワイトボードを含む。	<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビデオプロジェクター</td> <td>1式</td> <td>1回につき <u>1,040円</u></td> <td>スクリーン及びホワイトボードを含む。</td> </tr> </tbody> </table>		種類	単位	使用料	備考	ビデオプロジェクター	1式	1回につき <u>1,040円</u>	スクリーン及びホワイトボードを含む。
種類	単位	使用料	備考																
ビデオプロジェクター	1式	1回につき <u>1,000円</u>	スクリーン及びホワイトボードを含む。																
種類	単位	使用料	備考																
ビデオプロジェクター	1式	1回につき <u>1,040円</u>	スクリーン及びホワイトボードを含む。																
<p>様式 (略)</p>		<p>様式 (略)</p>																	

議案第13号

戸田市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市奨学資金条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「連帯保証人」を「親権者又は連帯保証人」に改める。

第5号様式を別記のように改める。

第7号様式中「第91条の2第2項」を「第91条の3第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

戸田市奨学資金条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(身上異動の届出)</p> <p>第6条 奨学生は、条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、身上異動届(第5号様式)により届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>連帯保証人が住所を変更したとき。</u></p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(身上異動の届出)</p> <p>第6条 奨学生は、条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、身上異動届(第5号様式)により届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>親権者又は連帯保証人が住所を変更したとき。</u></p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>様式 (略)</p>

改正前

第5号様式（第6条関係）

身 上 異 動 届

年 月 日

(宛先)

戸田市長

奨学生住所

氏名

印

親権者住所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印

下記のとおり異動があったのでお届けします。

記

- 1 異動の内容 ア 休学 イ 復学 ウ 退学 エ 転学
 オ 住所

新住所	
旧住所	

カ 連帯保証人の住所

新住所	
旧住所	

- 2 異動の期日（期間）

- 3 異動の理由

(注) 添付書類 1 ア～エの場合は、当該学校長の証明書
 2 疾病による場合は、医師の診断書

議案第14号

戸田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令（案）

戸田市教育委員会公印規程（昭和40年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

埼玉県戸田市 教育委員会印	方45mm		表彰状用	教育総務課長
------------------	-------	---	------	--------

」

を

「

埼玉県戸田市 教育委員会印	方30mm		表彰状用	教育総務課長
〃	方45mm	〃	〃	〃

」

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

戸田市教育委員会公印規程新旧対照表

改正前					改正後(案)				
本則 (略)					本則 (略)				
附 則					附 則 (略)				
別表 (第 2 条関係)					別表 (第 2 条関係)				
この訓令は、公布の日から施行する。									
名称	寸法 (ミリメー トル)	ひな形	使用区分	管理者	名称	寸法 (ミリメー トル)	ひな形	使用区分	管理者
埼玉県戸田 市教育委員 会印	方 4 5 mm		表彰状用	教育総務 課長	埼玉県戸田 市教育委員 会印	方 3 0 mm		表彰状用	教育総務 課長
					//	方 4 5 mm	//	//	//
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					(略)				

教育委員提案について

平成31年第3回教育委員会(定例会)

平成31年3月15日(金)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

ページ

- ① 学習系 I C T環境の情報セキュリティ対策について (鈴木委員) 1
(教育総務課)
- ② プログラミング教育が目指すものについて (仙波委員) 1 3
(教育政策室)
- ③ 給食費の未納対策について (土肥委員) 1 6
(学校給食課)

戸田市の 学習系 I C T 環境 情報セキュリティ対策

現在の情報セキュリティは正しい強度なのか

- ◆ 授業で使いたいサイトが見られない
- ◆ 授業で使いたいソフトがインストールさせてもらえない
- ◆ USBメモリーが使えない
- ◆ Googleドライブが使えない

情報セキュリティの3要素

- ◆ 機密性：不正に利用されないこと
>>情報の漏洩を防ぐ
- ◆ 完全性：損なわれないこと
>>情報の改ざんを防ぐ
- ◆ 可用性：利用可能なこと
>>情報の利便性を高める

学校における情報の種類

- ◆ 校務系情報：
児童生徒の成績、健康診断結果など
機密度：高

ネットワークを分割することで
相互の安易な利用を制限する

- ◆ 学習系情報：
名簿、学習で作成した文書、図画など
機密度：低？

学習系における脅威

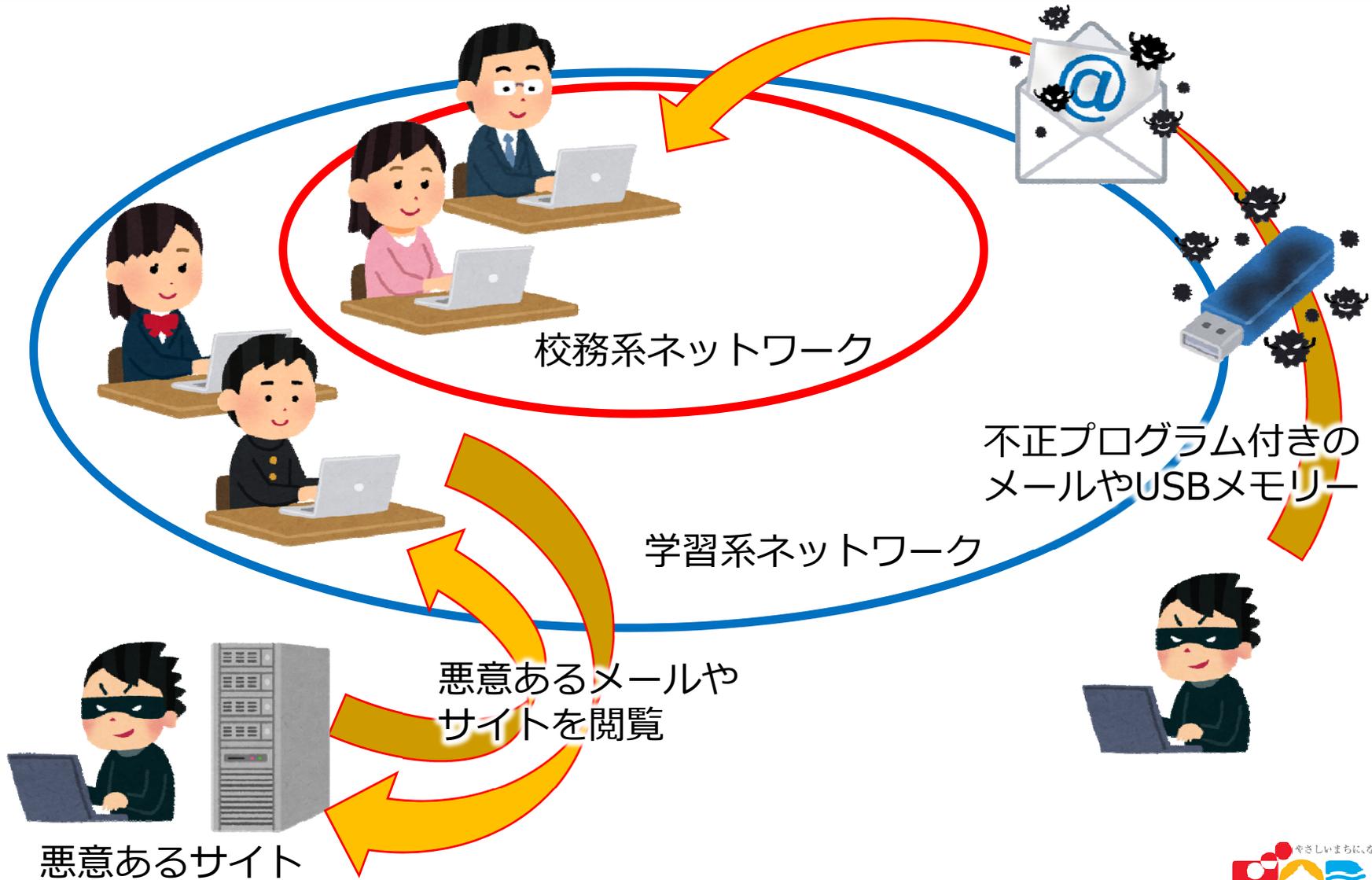
◆ 外的要因

- インターネットや外部記憶装置利用の際に、外部の悪意ある者により不正行為が行われる

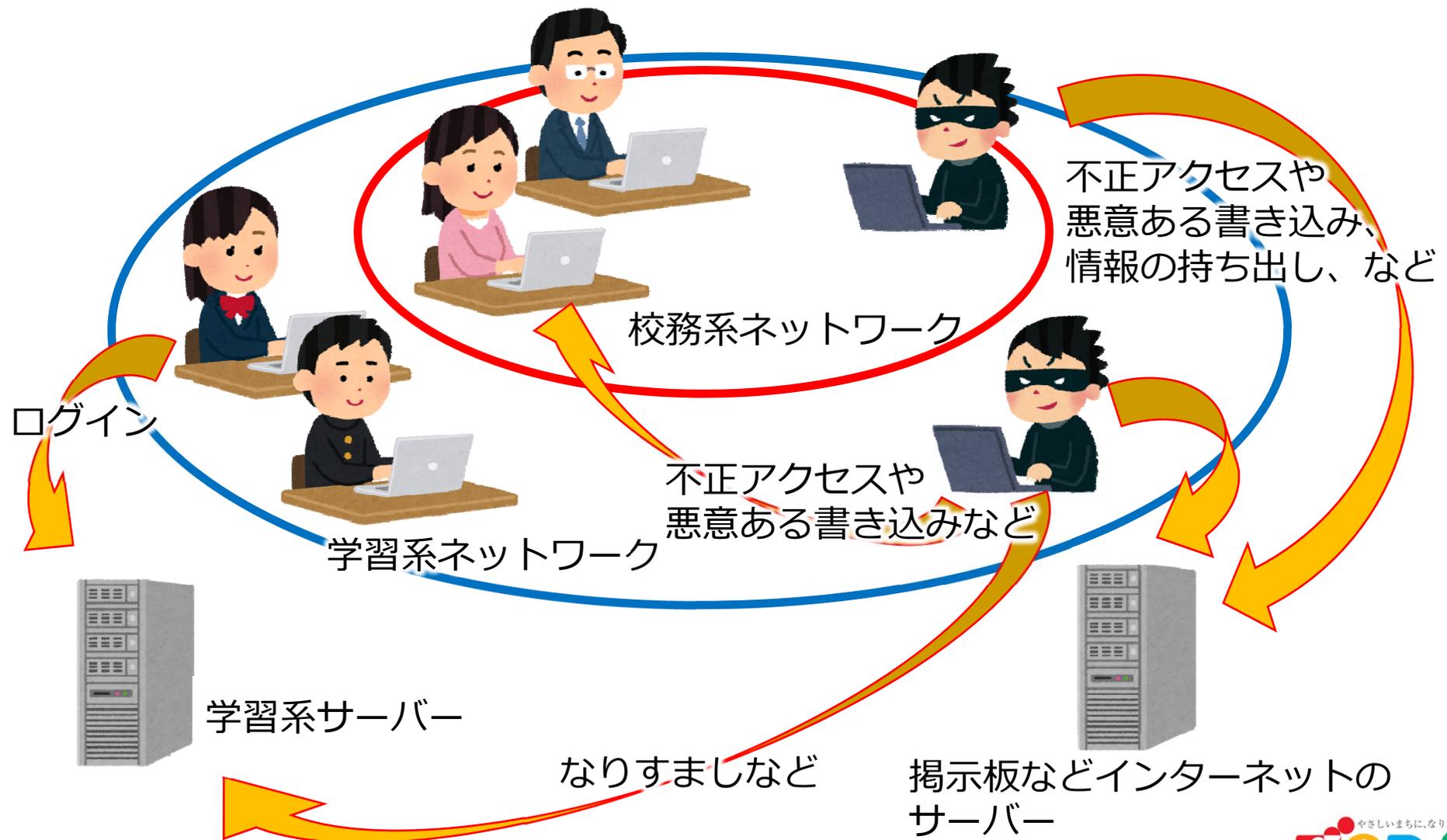
◆ 内的要因

- 内部の悪意ある者により不正行為が行われる
- 内部の悪意のない者により不正行為が行われる

外部要因による脅威



内部要因による脅威（悪意ある者）



内部要因による脅威（誤操作など）



パソコンを落下・水損してしまう
無料のアプリが実は・・・（トロイの木馬）



操作ミスでファイルを削除・更新
電子メールで個人情報を誤送信



USBメモリなどを紛失してしまう

外部要因に対する対策

- ◆ インターネット中継サーバー
 - 悪意あるサイトをフィルタリング
 - 不正プログラムやコンテンツを擬似的に実行する環境（サンドボックス）を用いて不正を見抜く
- ◆ 不正プログラム対策ソフト
 - パソコンに保存、実行される不正プログラムを駆除する

内部要因に対する対策

- ◆ インターネット中継サーバー
 - 教育上ふさわしくないサイトをフィルタリング
 - 関連サイトが道連れになってしまうことも（YouTubeなど）
- ◆ 資産管理システム
 - 資産管理システムを用いて端末操作ログを取得

情報セキュリティポリシー

- ◆ 平成24年 戸田市学校情報セキュリティポリシー策定
- ◆ 平成29年 文部科学省が教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを策定
- ◆ 平成29年～ 戸田市学校情報セキュリティポリシー改定に向け準備中

現在の情報セキュリティは正しい強度なのか

そのソフトに不正プログラムが仕込まれている可能性

- ◆ 授業で使いたいソフトがインストールさせてもらえない
- ◆ USBメモリーが使えない

紛失の恐れ

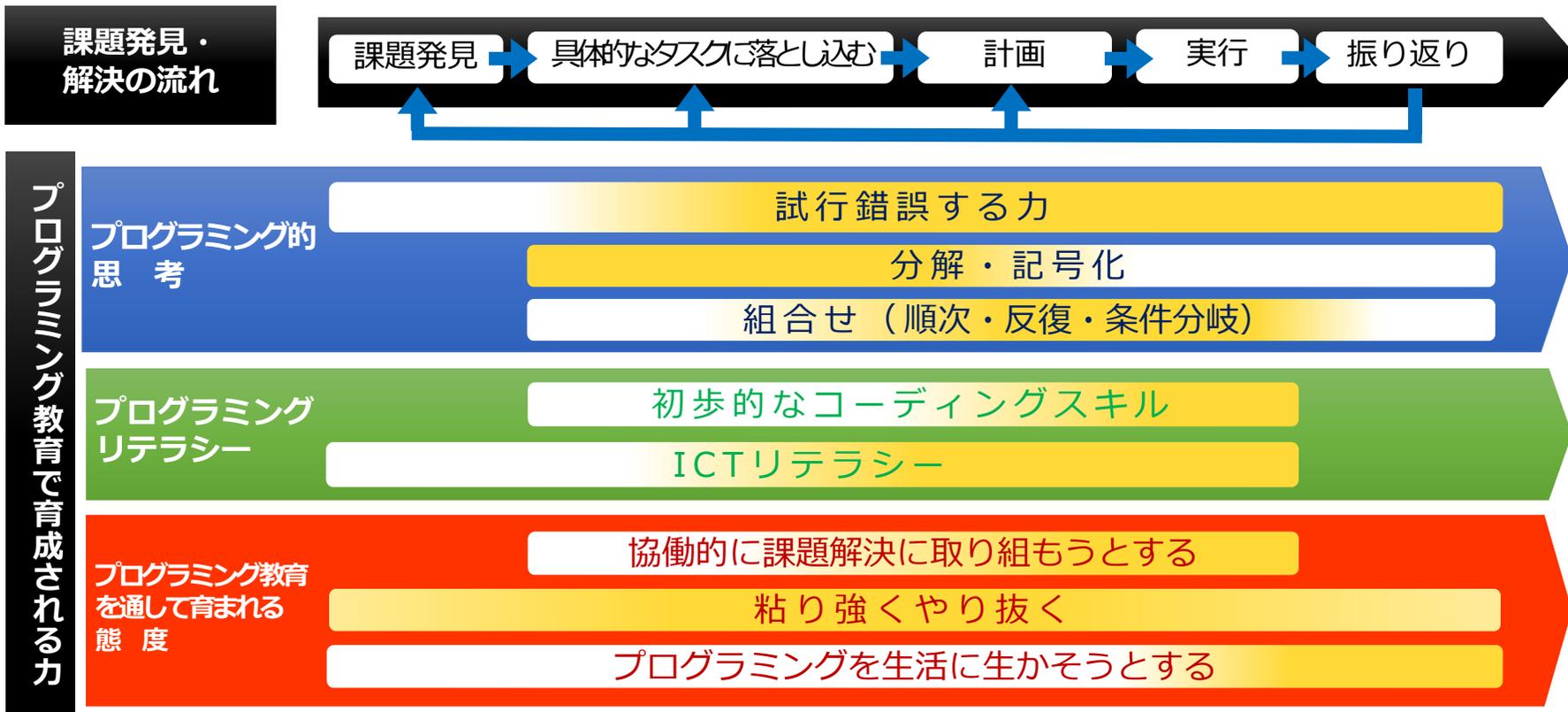
Googleドライブで代替できるのでは

P プログラミング教育が目指すもの

- 問題解決・学び方としての**プログラミング的思考**
- 初歩的な**プログラミングのリテラシー**
- プログラミングを生活に生かそうとする態度**

本市におけるプログラミング的思考の捉え

抽象的な課題を、解決可能な具体的なタスクに落とし込み（**分解・記号化**）、**解決のための道筋**を考えたり、タスクの**組み合わせ**を試行錯誤したりしながら、よりよく**問題解決を実行する力**。



【プログラミング教育の学びの特長】

- 意図した動きを実行するために**具体的なタスクを考え、実行し**、デバックによる**トライ&エラー**が前提
- 結果の**フィードバックが即時的**
- ICT活用と高い親和性
- 子供の興味・関心が高い

Society5.0・第四次産業革命の時代へ

人工知能(AI)の進化・IoT・ビッグデータの活用などの技術革新・社会構造の変化。こうした変化は、様々な課題に新たな解決策を見だし、新たな価値を創造していく人間の活動を活性化。

人間に求められる資質・能力

情報技術を活用しながら、論理的・創造的に考え、課題**解決の方向性を見だし**、**多様な他者と協働**して新たな価値を創造していく力。

プログラミング的思考 (新学習指導要領解説総則編より)

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

☞ どの時代においても求められる、「情報技術をもとに、問題を発見・解決の力」であり普遍的な力。

本市におけるプログラミング的思考の捉え

抽象的な課題を、解決可能な具体的なタスクに落とし込み (**分解・記号化**)、**解決のための道筋**を考えたり、タスクの**組み合わせ**を**試行錯誤**したりしながら、よりよく**問題解決を実行する力**。

☞ **コンピュータの働きを理解し、どのように活用**すればよいか、**意図する処理がどのようにコンピュータに伝えられるか**、**現実世界に働きかけることができるのか**を考える力や、身の回りの様々な情報技術が「魔法の箱」ではなく、**自らの課題解決に主体的に活用できる**ものであることへの理解と活用しようとする態度も含むもの。

プログラミング的思考

分解・記号化

大きな動きを、解決可能な小さな具体的なタスクに落とし込む

組合せ

(順次・反復・条件分岐)

ものごとの類似や関係性を見出したり、別の場合でも利用できる内容にする

試行錯誤

修正・改善を繰り返しながら、よりよい解決方法を考える

副次的に身につく力

コミュニケーション力

コラボレーション力

ICTリテラシー

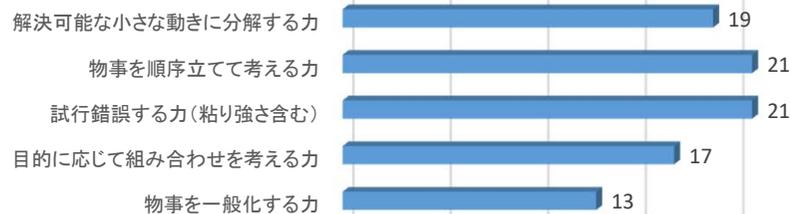
創造性

やり抜く力

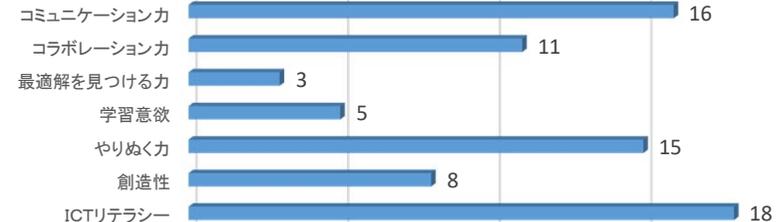
アンケート (プログラミングICT教育推進委員・センター研究員プログラミング教育部会対象)

回答数25 【H31. 2月実施】

身に付いたプログラミング的思考(複数選択可)



身に付いたその他の資質・能力(複数選択可)



【教師が授業を通して感じること】

- 普段の授業で落ち着かない子が集中して学習に取り組んだり、他の子に進んで教えたりするなど活躍した。
- 課題解決の必要感があり、自然発生的にコミュニケーションやコラボレーションが生まれた。
- 他者の意見を素直に受け入れる子が増えた。
- 「聞くこと」で学ぶことが苦手な児童がビジュアル・プログラミングには進んで取り組んだ。
- 学校主催のプログラミング教室(課外)に学年の半数の児童が参加するなど、学習を通して興味をもつ児童が増えた。
- 学習の中で自然に学びのPDCAサイクル(デバックによるトライ&エラー)が回るようになった。

教育委員提案③

学校給食費の未納対策について

1 学校給食費未納調べ（収入未済額）

区分 決算	給食費調定額 (千円未満切捨て) (a)	収入未済額 (千円未満切捨て) (b)	比率 (%) (b/a)
23年度	494,728 千円	5,096 千円	1.03%
24年度	490,176 千円	3,829 千円	0.78%
25年度	488,921 千円	3,190 千円	0.65%
26年度	494,374 千円	3,007 千円	0.61%
27年度	500,546 千円	1,706 千円	0.34%
28年度	505,258 千円	1,765 千円	0.34%
29年度	515,454 千円	2,073 千円	0.40%

一般会計決算書より 現年度分と過年度分の合計

2 過年度分（平成29年度以前分）未納額の状況

時点	未納者数(延べ)	世帯数(実数)	残額	備考
H30.5.31	90人	54世帯	2,078,044円	
H31.2.27	63人	35世帯	1,599,424円	478,620円納入

※未納者数(延べ)…年度・児童生徒につき1人とする。

3 児童手当からの徴収状況（H27.2より開始。年3回）

年度	対象者数(実人数)	申出者数(実人数)	徴収金額
26年度(1回のみ)	34人	3人	66,230円
27年度	32人	4人	38,200円
28年度	32人	4人	112,600円
29年度	12人	2人	12,152円
30年度	16人	3人	71,100円

※対象者数…児童手当を受給している者(保護者)の実数。年度・児童生徒数にかかわらず1人とする。

4 法的措置の実施状況

平成30年1月 さいたま簡易裁判所から債務者9世帯へ支払督促を発付

平成30年2月～5月 3世帯が全額納入(計211,656円)

平成30年3月～8月 6世帯について支払督促確定(計749,806円)

平成31年1月 1世帯より分割納入の申出あり(217,144円)

(今後)

・支払督促の確定後は強制執行が可能であるが、債務者の資産について裁判所から関係先への照会
を可能とする民事執行法改正案が平成31年2月に国会に提出されたため、活用を検討する。

・これ以外の未納者については引き続き督促や折衝を行い、法的措置を検討する。

報告事項

平成31年第3回教育委員会(定例会)

平成31年3月15日(金)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 平成31年度施政方針・教育関連総括質問について……………別紙
- ② 平成31年第2回戸田市議会定例会（3月）教育関連一般質問及び常任委員会について…… 1
- ③ 体罰に係る実態把握について…………… 6
（学務課）
- ④ 平成31年度高等学校進学予定者数について……………当日配付
（教育政策室）
- ⑤ 平成30年度未来へはばたく人財育成資金（高校奨学給付金）給付決定者について…………… 7
（教育総務課）
- ⑥ その他

平成31年第2回
戸田市議会定例会

平成31年度 施政方針



戸田市

本日、平成31年度一般会計予算をはじめとする重要な諸案件のご審議をお願いするに当たり、市政運営に対する基本方針と施策の概要について申し述べ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

《はじめに》

昨年3月31日に第4代戸田市長に就任し、10カ月が経過いたしました。忘れもしない就任当日、空は雲一つなく冴え渡っておりました。初登庁では、まちの将来に夢と希望を抱く市民の皆様が集まり、新たな市政のスタートに期待を寄せる多くの励ましをいただきました。

私は、これまで偉大な先達が築き上げてきたこの戸田市を、更に市民から愛され、未来に誇れるまちにしていかなければならない、そう静かに心に刻み、これまでの間、全身全霊を込めてまちづくりに取り組んでまいりました。

昨年を振り返りますと、大阪北部地震をはじめ、西日本豪雨や大型台風、北海道胆振東部地震などの自然災害が多数発生し、更には観測史上最高気温まで上がるほどの記録的な猛暑に見舞われるなど、安心・安全な環境づくりの難しさを痛感したところでございます。このような状況の中、ブロック塀等撤去補助や防災ラジオの配布などの身近な対策を進めるとともに、熱中症の予防に向けた対応方針を迅速に定めるなど、市民の命を守るためにいち早く取り組んでまいりました。今後も、安心・安全を最優先に、快適に住み続けられるまちづくりを推進してまいります。

さて、平成の時代も残すところ2カ月あまりで幕を閉じることとなります。この時代が開けた当時、日本全体では働き盛りの世代が最も大きな割合を占めており、昨日よりも今日、今日よりも明日と希望に満ちた未来に向かい歩を進めておりました。しかし、その後はバブル経済の崩壊や阪神淡路大震災をはじめとする自然災害が多発化するなど、これまで当たり前とっていた社会の価

値観が崩れ去り、暮らし方や生き方さえも転換していかなければならないことを、身をもって体験した時代でもありました。

本年は、歴史的な皇位継承によって新たな時代の幕が上がり、「ポスト平成」の時代へと突入いたします。新たな時代を望むに当たっては、私たちが平成の時代に学んだ多くのことを生かし、未来を展望していくことが求められます。特に、地方自治体においては、東日本大震災をはじめとする大規模災害はもちろんで、この他にも「人口」「制度」「情報」の3つの点で劇的な変化があり、大きく影響を受けたところであります。

まず「人口」については、右肩上がりが増加し続けていた時代から、平成20年を境に本格的な人口減少へと転換しております。世界的な人口増加とは対照的に、我が国の人口は今後も減少のスピードが加速していくことは明らかです。今後、高齢化とともに少子化によって年齢構成も大きく変化し、我が国はこれまでどの国も経験したことのない課題に立ち向かわなければなりません。そのためにも、地方自治体はその最先端に立ち、先行して取り組んでいくことが不可欠となってまいります。

次に「制度」については、平成12年の地方分権一括法の施行により、機関委任事務の廃止や国の関与の法定化などが実現し、国と地方自治体が「上下・主従」から「対等・協力」の関係となりました。自治体の自由度が高まった反面、責任の範囲が広範となり、これまでの右へ倣えとしてきた全国一律のまちづくりから、地域の実情に合った自治体独自のまちづくりが必要となりました。その結果、都市間競争が促されるとともに、行政の経営戦略が問われることとなり、地方自治体は、協力し合い切磋琢磨しながら、住民本位のまちづくりを進めていくことがこれまで以上に求められるようになっております。

そして「情報」については、インターネット元年といわれた平成7年を契機に、私たちの予想をはるかに超えるスピードで情報通信技術の普及と高度化が加速しております。これからの「ソサエティ5.0」と呼ばれる社会では、IoT

やロボット、人工知能（AI）、ビッグデータなどの技術革新によって、私たちの暮らしが大きく変化することが見込まれております。しかし、よりスマートな社会は、そうした先端技術に人間が使われるのではなく、人間を中心とした視点を持たなければならず、地方自治体においても、そうした時代の潮流に対応しつつ、人を中心に据えたまちづくりを推進することが必要となります。

以上の3つの視点からも、これからの時代においては、もはや正解は一つではなくなり、一部の人だけではなく、全員が考え、理解し、納得する解を生み出していくことが大切になってまいります。

そういった中で、まちを持続的に発展させるためには、これまで以上に、多種多様な人々が活躍することが必要であり、「まちを良くしていきたい」、「変えていきたい」という方々が更に活躍できる場を創出し、まちを構成する様々な主体が生き生きと活躍することで、戸田市の未来を拓いていくものと信じております。

平成の次の時代が始まるこの一年を、安心と活力あふれる戸田市の新たな時代を築く「船出の年」として、「Imagination」と「Creation」を意味する二つの「想像（創造）」力という二本の樫に全力を込めながら、市民の皆様、議会の皆様とともに、一人ひとりが幸せを実感できる戸田市を創造すべく、漕ぎ出してまいります。

以上の点を踏まえ、平成31年度における予算編成方針と重点施策、そして主な事業について、順次申し上げます。

《予算編成方針》

まず、平成31年度当初予算の編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、歳入については、自主財源の根幹である市税は微増しているものの大幅な増収は見込めない中、国や県の補助負担金の不交付団体に対

する割り落としや、交付税措置といった依存財源の確保について厳しい局面が続いており、予断を許さない状況となっております。

一方、歳出については、待機児童の解消や超高齢社会への対応が求められているとともに、市内公共施設の大規模改修や小中学校の建て替えのほか、都市基盤整備費の増加など、今後も多額の財源需要が見込まれております。

このように、市財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあることから、臨時・政策的経費については、市民ニーズを踏まえて優先度の高い事業を厳選し、中期財政計画による中長期的な財政収支に基づき、限られた財源の効率的・効果的な配分に努めております。

市長として初めて手掛ける平成31年度当初予算については、新たな戸田市政の船出として着実に漕ぎ出す予算としております。今後も、安定した市民サービスを提供するとともに、新たな行政需要に柔軟に対応することで、市民の実感につながる新年度の当初予算案を提案した次第でございます。

次に、平成31年度の当初予算案の規模について申し上げます。

一般会計については、554億2千万円、対前年度伸び率では、10.2%の増となっております。

また、特別会計については、230億4,324万円、対前年度伸び率では、0.4%の減となっております。

続いて、平成31年度当初予算案の主な内容について申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

歳入の中心である市税については、個人市民税の伸びが見込まれることから、市税全体で、前年度を約2億9千万円上回る約285億5千万円を計上いたしました。

また、地方消費税交付金については、実績を踏まえ、前年度を3億円上回る25億円を計上いたしました。

続いて、市債については、引き続き、戸田東小・中学校の改築事業やスポー

ツセンター屋内プール新築事業を進めるとともに、新曾中学校教室棟の増築事業等を実施することから、前年度を約26億2千万円上回る約36億4千万円を計上いたしました。

一方で、財源不足を補うため、財政調整基金について11億7,700万円を取り崩すとともに、土地区画整理事業や公共施設等の整備を進めるため、都市開発基金を2億円、公共施設等整備基金を8億9千万円取り崩すことといたしました。

《重点施策》

次に、平成31年度の重点施策について、三つの柱に基づきご説明申し上げます。

1 「未来への投資」で元気をつくる

第一の柱は、「未来への投資で元気をつくる」でございます。

教育による人づくりは、まちの発展を創るものであります。そこで、産官学民と連携した教育改革を推進し、質の高い教育への投資を行うことで「教育日本一」への基盤を固めてまいります。また、義務教育が修了する15歳までの継続的な教育環境の実現に向け、部局を超えた連携を図りながら戸田型15年教育の実現に向けて取り組んでまいります。

学校教育の環境整備については、昨夏、災害とまで言われた猛暑により児童生徒の体育の授業にも大きな影響があったことに鑑み、全小・中学校の体育館に順次エアコンを設置すべく準備してまいります。計画としては、32年度に中学校5校の体育館にエアコンを設置するため、31年度は空調設備設置工事の設計業務に取り組んでまいります。また、小学校の設置については、中学校の設置後を予定しており、戸田東小・中学校及び戸田第一小学校については、建て替え工事に合わせて設置してまいります。

さらに、学校給食については、市立小・中学校に在籍する第3子以降の学校給食費を半額補助し、多子世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を後押しいたします。

次に、子育てについては、本市の子育てにおける最優先課題である待機児童の解消に向け、4月に民間認可保育園3園を新設するなど受入枠285人の拡大を図り、希望するすべての子どもの入所を引き続き目指してまいります。定員増を図る喜沢南保育園改築工事については、在園児の安全を確保しながら、来年3月の新園舎完成に向け工事を進めてまいります。また、多様化する保護者の保育ニーズに応えるために、保育所の案内や相談、助言のための保育コンシェルジュを新たに配置いたします。

こども医療費については、高校卒業までの入院分の助成拡大に取り組んでまいります。さらに、3キュー子育てチケットの発行を行うなど、子育て世帯への支援を充実させることで、「子育てするなら戸田市」と実感していただけるよう取り組みを強化してまいります。

経済については、市内経済を支えている中小企業の活力向上を目指し、市内経済と雇用の好循環を促してまいります。そのためには、従業員の一人ひとりが生き生きと働ける環境や、各企業で安定的に必要な人材を確保できる状況が必要であることから、市内全域の事業者を対象に、それぞれが抱える課題やニーズ等を把握するための基礎調査を実施し、企業が求める現状に則した支援体制を構築してまいります。また、多様な働き方ができる職場づくりや女性が働きやすい職場環境整備に向けても、取り組んでまいります。

このように、未来を創る分野への積極的な投資を行うことにより、市政を大きく前へと動かしてまいります。

2 「安心の暮らし」を全力でまもる

次に、第二の柱は、「安心の暮らしを全力でまもる」でございます。

防災については、「公助」だけではなく、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、市民一人ひとりが自発的な防災対策に取り組むことが重要であります。そこで、災害に強いまちづくりを推進するためにも、市や市民、事業者の責務と防災対策のあり方などを定める防災基本条例の制定に向けて市民会議を設置するなど、前へと進めてまいります。

浸水対策については、近年増加するゲリラ豪雨に対応するため、計画降雨を超える局地的集中豪雨を視野に入れ、雨水排水計画を見直しいたします。そのうえで、浸水被害が顕著な場所については、排水能力の向上や浸透施設の採用、超過降雨にも対応できる雨水貯留施設等の事業をスタートさせ、地域の強靱化を目指してまいります。

浸水が多発する笹目地区の対策については、排水ポンプ等の設置及び既存の雨水幹線の^{しゅんせつ}浚渫により、地域の排水能力の向上に取り組んでまいります。また、消防本部周辺の北大通りについては、新たに整備した調整池の早期運用とともに、笹目川への一時的放流を基本とする対策により、当該河川の管理主体となっている県と仮設ポンプの弾力的運用について折衝しながら、早期の被害軽減を図ってまいります。

健康福祉の杜周辺については、新曽第二土地区画整理事業地内の上戸田川を浚渫により最大限活用するとともに、雨水排水系統の見直しなどの対策を検討してまいります。

次に、防犯については、不審者の出没や事件事故の発生抑止を目指し、県内では初となる、防犯カメラの設置運用に係る条例の制定により、通学路などへの防犯カメラシステムを導入し、子どもの安全の確保を最優先に取り組んでまいります。

続いて、健康長寿については、新たに「みんな元気、健康長寿プロジェクト」として身体面の健康に加えて生きがいを感じられる健康づくりに取り組み、あ

らゆる世代の健康や食に対する意識を高め、健康格差の改善につなげられるよう市民とともに積極的に進めてまいります。

まず、健康無関心層や働く世代などが歩く習慣を身に付けられるよう、健康マイレージ事業を開始いたします。また、健康づくりに役立つ情報の発信源として健康情報ステーションを設置し、健康に関するさまざまな情報を提供してまいります。

さらに、TODA元気体操の普及促進に加え、高齢者の集いの場に保健師が訪問して新たにフレイルチェックを行うアウトリーチ型支援を開始し、介護予防や認知症対策を推進してまいります。

このように、市民の生命と健康を守る取り組みを推進していくことにより、強くてしなやかな地域を築いてまいります。

3 「人・自然・街」を共感でつなぐ

続いて、第三の柱は、「人・自然・街を共感でつなぐ」でございます。

人と街については、高齢化が進行する社会情勢を踏まえ、マンション支援対策に向けた総合的な相談や支援をする担当を設置いたします。また、公園整備については、開設から一定の年数が経過した公園を社会情勢や市民ニーズの変化など、時代の要請に合わせて再整備していくことを目指し、公園利用の実態調査やアンケート調査など、公園リニューアル計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、文化・スポーツについては、東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレーや事前キャンプの誘致に引き続き取り組んでまいります。さらに、市内での一層の機運醸成を図り、本市独自のオリンピックレガシーの創造に取り組むため、市民や関係団体などからなる準備委員会を立ち上げ、検討してまいります。

続いて、地域と市役所については、多様な分野において民間と行政がそれぞれ

れの持つ資源や特色、ノウハウを活かし、より効率的・効果的な市民サービスが実現できるよう公民連携専用窓口となる新たな担当を設置し、積極的に推進してまいります。

このように、持続可能な社会環境を構築していくことにより、人と自然と街をつないでまいります。

そして、本市が市内外で更に認知され、市民の自信と誇りにつなげていくため、本市の魅力が高まり市民の気持ちが一つになるようなPR大使を任命するなど、情報発信を強化することで広報の充実に努めてまいります。

《8つの基本目標に沿った主な事業》

続いて、第4次総合振興計画の8つの基本目標に沿って、主な事業を順次ご説明申し上げます。

1 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち

はじめに、基本目標1「子どもの成長と生涯にわたる学びのまち」について申し上げます。

子育て支援については、保育の質の向上と保育士確保・定着化のため、とだの保育創造プロジェクト会議の推進や市独自の就職支援給付や賞与の上乗せ補助の実施、美谷本小学校学童保育室の建て替えや民間学童保育室誘致による学童保育の受入枠の拡大、子ども放課後アクションプランの策定と放課後の居場所の拡充、併せて児童虐待防止やひとり親家庭への自立支援を推進してまいります。また、総合的な子ども・子育て支援施策を講じる第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を進め、すべての子どもが健やかに安心して育つ環境づくりに努めてまいります。

学校教育におけるエビデンスベースでの政策立案の推進については、全国初の教育政策シンクタンクの設置に向け、産官学民との連携を強化しながら、引

き続き準備を進めてまいります。

教育相談については、児童生徒を対象にした小学校スクールカウンセラーを全小学校に週2日と配置日数を倍増させるなど相談体制の一層の充実を図ります。

不登校児童生徒への支援については、教育センターの適応指導教室の運営について専門的な知見を有する民間事業者と連携し、ICTを効果的に活用して児童生徒の状況に応じた学びの支援を充実させるなど機能を強化してまいります。

体力の向上については、特に小学校低学年の体育の授業に民間スポーツ施設から講師を派遣するとともに、中学校部活動の支援を行うなど、更なる充実を図ってまいります。

学校教育の環境整備については、現在着工中の戸田東小・中学校の建て替え工事に続き、教室不足対応のため新曽中学校に教室棟の増築等工事を実施いたします。また、戸田第一小学校の建て替えに伴う設計の業務委託を行うとともに、新曽小学校の教室不足解消と学校給食の充実のため、単独校調理場を含む教室棟の増築に向けた設計の業務委託も進めてまいります。

ICT関連として、小学校に続いて中学校にタブレット型パソコン約1,000台を導入し、小学校から中学校へと切れ目のない県内一のICT教育環境を目指してまいります。

生涯学習の振興については、人生100年時代を迎える中で市民大学の更なる充実を図るとともに、公民館では、大学等と連携して子ども大学を拡充してまいります。

文化・芸術活動の推進については、美術展覧会や文化祭、市民ミュージカルなど、市民が参加・創造することができるような環境を整備してまいります。また、市民の文化活動の拠点である文化会館の改修工事については、安全面に十分配慮しながら、施設の長寿命化と利便性、機能性の向上を図ってまいりま

す。

図書館・郷土博物館については、施設の長寿命化とともに、市民が快適に利用できるよう、引き続き設備改修工事を進めてまいります。工事休館後の来年4月には、図書館本館では読み聞かせコーナーを、郷土博物館では常設展示室のリニューアルを実施いたします。

彩湖自然学習センターについては、市内小・中学校との連携を強化するとともに、入館者数の増加を図るべく、魅力ある講座や展示の開催のほか、積極的な情報発信や体験型施設としての事業の拡充を図ってまいります。

スポーツセンターについては、来年4月開設予定の屋内プール新築工事をはじめ、各施設の改修を計画的に進めてまいります。

2 誰もが健康でいきいきと生活できるまち

次に、基本目標2「誰もが健康でいきいきと生活できるまち」について申し上げます。

市民医療センターについては、30年に策定した経営改革プランに基づき、外来患者数の増加や病床利用率の向上を図るとともに、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーションなどの在宅医療に取り組み、引き続き経営改善を進めてまいります。

また、庁内の関係部署や医師会等の関係機関と協議を行い、災害時の医療体制の整備についても引き続き進めてまいります。

妊婦の健康づくりについては、ストレスのない状態で胎児が元気かどうかを確認する、ノンストレステストを新たに妊婦健康診査の項目に追加いたします。

予防接種事業については、新たに39歳から56歳の男性を対象に風しんの抗体価検査とワクチン接種の助成を実施いたします。

地域福祉の推進については、新たに地域課題の抽出や解決に向けた役割を担うCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を社会福祉協議会に配置し、各

福祉分野との連携を図りながら、地域で支え合うしくみづくりの構築に努めてまいります。また、福祉総合相談窓口の創設に向けて、福祉に関する市民アンケート調査を実施いたします。

生活困窮者支援については、生活自立相談センターにおいて引き続き相談支援を実施し、就労支援などの充実を図ってまいります。また、生活保護受給者に対しては、自立に向けて医療や介護、就労や学習などのきめ細かい支援を行ってまいります。

障がい者福祉については、障がいのある人への不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供などといった差別の解消を目指し、未来を担う子どもたちにも障がいへの理解を深めていただくため、市内小・中学校に出向き、福祉教育と連携した共に考える参加型の講座を実施し、心と情報のバリアフリー化を推進いたします。

また、医療的ケアが必要な障がい者への支援の充実に向け、新たに関係機関による協議の場を設置し、ライフステージごとに必要な支援が円滑に受けられるよう、連携体制を構築してまいります。

さらに、手話を普及し使用しやすい環境を整備するため、手話言語条例の制定に向けて、具体的な条例の内容を検討してまいります。

高齢者福祉については、介護予防や認知症対策、医療介護連携など、地域包括ケアシステムの体制づくりを引き続き関係者とともに進めてまいります。

認知症対策としては、認知症の人やその家族、地域の人々の身近な相談窓口となる認知症地域推進員を増員し、すべての地域包括支援センターに配置いたします。また、認知症サポーターについては、新たに1,000人の増員を目標に、養成講座を実施いたします。さらに、昨今のエンディングサポートに対する意識が高まる中、市民の考えるきっかけとしてエンディングノートを作成し、希望する市民に配布することで、最後まで住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう支援してまいります。

国民健康保険については、各種保健事業を実施することで生活習慣病等を予防し、医療費の適正化に引き続き取り組むとともに、被保険者証と高齢受給者証を一体化し、利便性を高めてまいります。

3 安心して安全に暮らせるまち

次に、基本目標3「安心して安全に暮らせるまち」について申し上げます。

消防体制については、人口の増加に伴う救急需要に応えるため、消防職員を増員すべく、組織の拡充の準備を進めてまいります。

違反対象物の公表制度を施行し運用を開始するとともに、住宅防火対策を推進し火災被害の軽減を図ってまいります。

各種災害発生時の情報収集対策として新たに無人飛行機ドローンを導入するとともに、水難事故における迅速な救助活動及び水害時の避難活動対策として水上バイクを導入するなど、あらゆる災害を視野に入れた消防・防災対策を実現してまいります。

事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備え、いかなる災害にも負けない地域づくりを進めるため、地域強靱化計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

さらに、自助・共助の地域防災力を高めることを目指し、上戸田地区で水害避難訓練を実施してまいります。

交通安全対策については、交通事故を再現するスケアード・ストレイト交通安全教室や、子ども自転車運転免許教室などの交通安全教育の積極的な実施、運転免許証自主返納制度や街頭啓発活動などを通じて交通安全意識の醸成を図り、悲惨な交通事故の防止に努めてまいります。

消費生活については、福祉部門と連携して高齢者の安全を確保するための協議会を発足し、消費者被害の防止に取り組んでまいります。

4 緑と潤いのあるまち

次に、基本目標4「緑と潤いのあるまち」について申し上げます。

公園整備については、公園利用者の利便性や安全性を確保するために、受動喫煙防止対策を含め、適切な維持管理と改修を実施してまいります。

JR埼京線沿いの環境空間の有効活用については、29年度より川岸地内で近隣住民とのワークショップを経て設計いたしました緑地・緑道の整備を実施してまいります。

水と緑のネットワーク形成プロジェクトについては、戸田ヶ原自然再生事業において、市民や関係団体とともに、サクラソウの育成や野生動植物の再生、環境教育を含む事業啓発を行ってまいります。

緑化事業については、苗木の配布や緑化補助を継続し、民有地の樹木の保全と緑化を推進してまいります。

河川の水質改善については、第二期水環境改善緊急行動計画による浄化導水、上戸田川浄化施設の運転などを継続的に実施してまいります。

温暖化対策については、太陽光発電システムの設置や電気自動車の購入等の促進に向けた補助制度を引き続き実施することにより、温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。また、市民や事業者への意識調査を実施し、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の改定に向けた準備を進めてまいります。

環境美化については、たばこのポイ捨てや歩行喫煙対策として、喫煙制限区域内での罰則の導入に向けて検討してまいります。

動物愛護については、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助制度の実施に向けた準備を進めてまいります。

5 快適で過ごしやすいまち

次に、基本目標5「快適で過ごしやすいまち」について申し上げます。

都市マスタープランの推進については、第2次都市マスタープラン改定版に

基づき、住みよいまちづくりの実現に取り組んでまいります。また、地域の利便性の向上を目指し、美女木向田地区の住所の表示に関する取り組みを進めてまいります。

新曽中央地区については、中地区に青少年の広場の整備を進めていくとともに、都市基盤の整備に向けて取り組んでまいります。

川岸地区については、密集市街地における防災性の向上と住環境の改善に寄与する小広場の整備を進めてまいります。

駅周辺整備については、多くの高齢者や障がい者等の利用が見込まれる駅周辺において、バリアフリーの基本方針を定めるための調査を実施いたします。

戸田公園駅西口駅前地区については、地区住民との協働により賑わいのある魅力的な駅前市街地としていくため、地区まちづくり構想や地区計画の策定に向けて取り組んでまいります。

また、戸田駅西口については、歩行者が安全で快適に利用できる賑わいのある駅前空間を目指し、駅前交通広場の整備を段階的に進めてまいります。

道路整備については、都市計画道路前谷馬場線の道路用地の確保に向け、引き続き関係権利者との交渉を進めてまいります。また、戸田東小中学校周辺の東部センター通りについては、歩行者空間の再整備を検討してまいります。

自転車通行空間の整備については、幅広い世代が便利で快適に利用できる道路環境のネットワーク化を推進し、市内西側へ延伸してまいります。

道路施設については、舗装補修計画や橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適切な維持管理を進めてまいります。また、緊急輸送道路等において、路面下空洞調査や街路樹健全度調査を行い、安全安心かつ円滑な通行の確保に努めてまいります。さらに、山宮橋については、引き続き大規模地震に備えて耐震工事を実施いたします。

土地区画整理事業については、新曽第一地区の事業進捗率が78%、新曽第二地区の事業進捗率が24%と進んできている中、早期完了に向けて引き続き

物件移転や道路整備を進めてまいります。

上戸田川については、流域の治水機能の向上のため、新曽第二土地区画整理事業により用地確保した区間の河道整備を進め、さくら川については、工事の工区数を増やして護岸改修のスピードアップを図り、早期完成に向けて取り組んでまいります。

住宅行政については、空き家の利活用を進めるため、子育て世帯を中心とした住み替えを促進する空き家バンク制度と併せて助成制度を運用してまいります。また、管理不全な空き家に関しては、引き続き所有者等に対して適正管理を求めていくとともに、不動産や建築、法律等の専門家団体と連携し、各種相談に対応してまいります。

景観行政については、魅力あるまち並みづくりを進めていくために、景観計画の改定や都市景観条例の改正に取り組んでまいります。また、三軒協定の新規締結に向け、普及・啓発を進めてまいります。

上下水道事業については、各ビジョンや経営計画等に基づき、地方公営企業として計画的かつ健全な事業経営を推進してまいります。また、上水の漏水や下水の不明水対策を進めることで、有収率の向上に努めてまいります。

水道事業については、老朽化が進んでいる浄水場の設備更新や基幹管路の耐震化を進めていくことで、安全で持続可能な水道を構築いたします。

下水道事業については、汚水整備として、新曽第一・第二土地区画整理事業や新曽中央地区まちづくりの事業進捗に合わせ、未整備地区の解消に重点的に取り組んでまいります。

6 活力と賑わいを創出できるまち

次に、基本目標6「活力と賑わいを創出できるまち」について申し上げます。

創業支援については、4月より商工会起業支援センターを新たな拠点とし、新たにインキュベーションマネージャーを配置するなど市と商工会が連携し、

起業家への適切な支援を行ってまいります。

地域産業の支援については、ふるさと納税返礼品制度を活用し、市内事業者の魅力为全国に向けて発信してまいります。また、商業活性化推進事業を通じて、商店会などが創意工夫してイベントを実施し、市民と事業者とがつながりを持てる場を創出できるよう支援するとともに、引き続き先端設備導入を促進するなど市内事業者の生産性向上を支援してまいります。

シティプロモーションについては、東京2020オリンピック・パラリンピックも視野に入れ、本市の魅力ある地域資源を紹介する冊子を作成し、市内外に向けて広く発信してまいります。

7 人が集い心ふれあうまち

次に、基本目標7「人が集い心ふれあうまち」について申し上げます。

地域コミュニティの活性化については、町会と行政の役割分担の見直しを図りながら、町会・自治会への加入を促進していくことで、より多くの方が地域コミュニティに参加できるよう取り組んでまいります。

地域担当職員制度の導入については、先進自治体の調査結果を踏まえ、本市に合った制度となるよう検討を進め、町会連合会に意見を聴きながら、早期の導入に向けて取り組んでまいります。

戸田ふるさと祭りについては、戸田ふるさと祭り実行委員会において、市役所周辺に会場を移転して開催することが決定されたことから、市民のふるさと戸田への愛着をこれまで以上に深め、市内の活力と賑わいを創出する祭りとなるよう、戸田ふるさと祭り実行委員会とともに取り組んでまいります。

男女共同参画の推進については、条例施行後初めて策定した第五次計画に基づき、新たに多様な性に関する理解を広めるための事業を推進するとともに、「みんなが認めあい・支えあい・輝くまち 戸田」を目指して、継続的な取り組みを進めてまいります。

開かれた市政については、市民の知る権利を保障するため、情報公開制度やパブリック・コメント制度を運用するとともに、本庁舎の市政情報室を見直し、効果的な情報の管理や提供を行ってまいります。また、個人情報保護制度については慎重かつ適正に運用し、市が保有する個人情報の管理に対する市民の理解と信頼を高めてまいります。

情報化の推進については、第2次情報化推進計画後期計画に基づき進めてまいります。また、新たに市のホームページを通じてスマートフォンやパソコンによる市民からの問合せにAIが対話形式で回答する、AI総合案内サービスの運用を開始いたします。

国際・国内交流については、中国・開封市との友好都市締結35周年記念行事を実施いたします。また、オーストラリア・リバプール市や国内友好・姉妹都市については、活発な交流が実施できるよう支援してまいります。

市内在住外国人への支援については、新たに策定した多文化共生推進計画に基づき、将来像である「互いの文化を認め合い やさしさでつなぐまち とだ」の実現に向け、計画推進のために設置する市民会議の意見を聴きながら、国際交流協会と連携し、取り組んでまいります。

8 着実な総合振興計画の実行に向けて

最後に、「着実な総合振興計画の実行に向けて」について申し上げます。

第4次総合振興計画については、後期基本計画に基づき、市民や議会との協働を一層進め、将来都市像の実現に取り組んでまいります。また、第5次総合振興計画の策定に向けては、市民、議会、行政の三者による協働会議での議論を踏まえて策定作業に取り組み、基本構想及び基本計画の検討を進めてまいります。

住民票や戸籍の証明サービスについては、請求手続きの負担を軽減するため、マイナンバーカードの取得と自動交付サービスの推進に取り組んでまいります。

また、届出受付窓口については、各窓口の特性や利用の実情に適応したサービスの提供を進めてまいります。

行政文書の管理については、引き続き電子化を推進するとともに、維持管理体制の強化や災害時に備えた文書の安全確保を通じて、更なる適正な管理を図ってまいります。

行政運営については、第6次行財政改革プランを着実に実行するとともに、新たに市役所本庁舎窓口の配置変更や案内サインの改善等を行い、市民により分かりやすい窓口となるよう、利便性向上に取り組んでまいります。

財政運営については、中長期的な課題に向けて、歳入面では、税の公平性を保ち滞納の解消を図るため、早期着手・早期完結を目的とした取り組みにより公正な徴収を進め、収納率向上に努めてまいります。また、国・県補助金等の組織的な確保に取り組むとともに、ポータル事業からの収入確保にも努めてまいります。

歳出面では、既存事業の継続的な見直しや予算の効率・効果的な執行に努め、健全な財政運営を維持しながら、公共施設の大規模改修をはじめとした様々な行政需要に的確に対応してまいります。また、国の統一基準に基づく財務書類の作成や財政冊子の配布などにより、市民にとって分かりやすい財政公表に引き続き努めてまいります。

人材の確保については、より良い人材の確保に向けた採用活動を強力に進めるとともに、障がい者の雇用についても引き続き積極的に取り組んでまいります。また、人材の育成については、主体的に行動できる職員の育成を図るとともに、多様な人材が活躍できる職場環境づくりにも努めてまいります。

公共施設の維持管理については、公共施設等総合管理計画及び公共施設再編プランに基づき、公共施設の長寿命化や計画的な建て替えを順次実施してまいります。さらに、効率的かつ効果的な手法による公共施設の運営についても、引き続き推進してまいります。

選挙については、投票環境の充実及び投票率の向上を目指し、4月の県議会議員一般選挙から、新たにイオンモール北戸田に期日前投票所を設置いたします。

《おわりに》

以上、平成31年度の当初予算編成方針及び主な施策の概要について申し上げてまいりました。

今後とも、「未来をつくり、暮らしをまもり、人と街をつなぐ」戸田市の実現に向けて、市民の皆様並びに議員各位に、ご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

平成31年度施政方針・教育関連総括質問について

酒井郁郎議員（戸田の会）

4 小中学校体育館へのエアコン整備について

（設置目的、初期費用及びランニングコストについて）

→ 昨年の夏は、災害とまでいわれた猛暑であり、市内小・中学校において体育館の使用を制限するなど、学校運営に支障を来しており、今後の学校カリキュラムや児童生徒の体調管理等への影響を考慮すると体育館へのエアコンを導入する必要があると判断したところである。

初期費用としては、設計費、設置費を併せて概算で、一校あたり4千万円程度となる。

ランニングコストとしては、一校あたり、光熱水費として、年間100万円程度になると想定される。

三浦芳一議員（公明党）

2 《重点施策》から

(1) 「未来への投資」で元気をつくるから

① 全小中学校の体育館のエアコン設置について

（エアコンの種類、運用稼働の条件、イニシャルコスト、ランニングコストについて）

→ エアコンの種類であるが、朝霞市が今年度導入したため視察を実施し、導入効果、初期費用やランニングコスト等について検討を重ね、輻射パネルを組み合わせたハイブリッドエアコンの導入を考えている。

運用稼働の条件であるが、利用方法については、主に夏の時期の体育の授業や部活動がメインになると考えている。

また、夏や冬の保護者会や卒業式、入学式などの学校行事、そして学校開放団体の利用も考えられる。また、災害時の避難所として利用する際にも資するものとする。

いずれにしても、今後、導入までの間に、利用方法や利用基準について、関係者と検討していく。

イニシャルコスト、ランニングコストについては、戸田の会の総括質問で回答したとおりである。

3 《8つの基本目標に沿った主な事業》から

(1) スクールカウンセラー、不登校対策について

→ 小学校スクールカウンセラーの学校での対応であるが、本市では、平成29年度から、他の自治体に先駆けて小学校に専任のスクールカウンセラーを3名配置し、週に1回、すべての小学校で児童や保護者が直接、教育相談を受けられる体制を整えている。具体的な相談内容としては、児童や保護者へは不安の早期解決など心のケアを、教員へは児童の支援方法などについての相談や研修を実施している。本年度は、対面による相談件数が、12月末現在で約1,200件となり、昨年同時期から500件以上も上回っていることから、来年度はスクールカウンセラーの人数を増員し、全小学校に週2回配置するなど、多様なニーズに対応できるように相談体制の強化を図りたいと考えている。

不登校児童生徒へのアウトリーチ活動による状況と不登校対策の現状と課題であるが、本市では、不登校になった児童生徒を支援するため、各中学校にはさわやか相談室を、教育センターには適応指導教室を設置し、一人一人の居場所の確保と学習支援を行っている。また、さわやか相談室や適応指導教室に通室できない児童生徒には、学校の教職員や相談員、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行っている。

今後、一人一人の状況に応じた支援を一層充実していくことが課題であることから、教育センターの適応指導教室の運営を、不登校支援の分野などで専門的な識見を有する民間事業者と連携していく。具体的には、不登校児童生徒に最適な支援プログラムの導入、ICTを活用した学習支援、家庭へのアウトリーチ型支援等を行い、学校や家庭と連携を図りながら、一人一人の学びの支援や居場所としての機能を高めていく。

伊東秀浩議員（平成会）

3 教育行政について

（「教育日本一」の基盤を固めることについて、教育政策シンクタンクについて、今後、具体的にどのようなICT教育環境の構築を目指すのか）

→ 「教育日本一」の基盤を固めることについては、未来を拓き、地域を担う子供たちのために、教育への投資を最優先させることは、かねがね私の考えていることであり、「日本一の教育のまち戸田」を目指すべく教育改革を更に加速させ、効果的な様々な施策に取り組んでいく決意を表明したものである。

「教育政策シンクタンク」については、教育分野におけるEBPM、すなわちエビデンスベースでの政策立案を推進するため、産官学の研究機関と連携しながら、市の主体的な調査研究を担う組織である。

その取組の一部は既に教育委員会において実施されているところであるが、正式な組織体制づくりについては、次年度に整備し、2020年度を目途に設置を考えている。構成員は、今年度から教育枠で計画的に採用を進めている市職員を中心に、データ分析などの専門性のある外部の有識者との連携を想定している。

機能については、これまでは調査分析について外部有識者を頼ることが多かったところ、教育委員会内部においてその基本的な能力を有することで、具体的な政策立案に伴うエビデンスの解析を主導的、機動的に行い、より実効性のある政策の立案を行っていくことである。

そして、これを通じて、予測できないこれからの時代を生き抜くために、必要な力を明らかにし、効果的な教育実践が学校現場で実行され、子供たちのより良い学びにつながることを、最も期待される効果であると考えている。

今後、具体的にどのようなICT教育環境の構築を目指すのかについて、文部科学省は、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定した。

その中で、学校のICT教育環境については、学習者用コンピュータ（児童生徒用）を、3クラスに1クラス分程度整備すること、指導者用コンピュータ（教員用）を、1人1台整備すること、超高速インターネット及び無線LANを教室や体育館に100%整備すること、統合型校務支援システ

ムを100%整備することなどが挙げられる。

戸田市では、平成31年度の事業実施後には、そのほとんどが整備されることとなる。

今後は、個別最適化された学びや様々な新たな学びを行える環境整備、特別な配慮を要する児童生徒への支援や教員の働き方改革のための環境整備についても教育委員会を支援してまいりたい。

いずれにしても、求められるICT教育環境は、時代と共に変化していく。その変化に対応し費用負担も考慮しながら、効率的で効果的な整備を導入していきたいと考えている。

6 生涯学習の振興について

(人生100年時代に対応した市民大学は、具体的にどのようなカリキュラムを考え、どのように様変わりするのか、子ども大学はどのように拡充するのか)

→ 生涯学習の振興については、人生100年時代を迎える中で、市民大学では、年齢にかかわらず元気に活躍し続けることができるよう、健康の維持・増進のほか、様々な知識や技術の取得等に関連する講座の拡充を図っていく。来年度、開校10年目を迎える市民大学では、新たに「現代課題」を捉えた講座を開設し、人工知能(AI)を取り上げるなど、これまで以上に魅力ある講座を企画していく。今後も、市民企画による講座の実施により、市民との連携を図りながら、豊富なメニューを提供し、生涯にわたり学び続けることができるよう、更なる充実を図っていく。

子ども大学については、戸田市の過去・現在を学び、未来について考え、郷土愛を育む「ふるさと学」の創設など、学びの面白さを実感できるカリキュラムの拡充を図っていく。

花井伸子議員（共産党）

3 《重点施策》

(1) 小中学校体育館のエアコン設置について（導入スケジュールについて）

→ 中学校の体育館には、平成32年度に設置するため、平成31年度に設

計業務を行い、小学校の体育館には、平成33年度に設置するため、平成32年度に設計業務を実施したいと考えている。

現在、建て替え工事を行っている戸田東小・中学校については、新校舎の体育館は、平成32年度、東中学校の体育館は、修繕工事と合わせて、平成33年度に設置の予定である。また、戸田第一小学校の体育館については、平成31年度から設計業務を実施する予定であり、現段階では、平成34年度に設置したいと考えている。

(2) 給食費の第3子以降の半額補助について

→ 学校給食費の第3子以降の半額補助については、18歳以下の子供を3人以上養育する世帯を対象とし、多子世帯の経済的負担を軽減することを目的に実施するものである。

これは、戸田市立の小・中学校に第3子以降の児童生徒が在籍する保護者に対し、市民税や学校給食費の滞納がないなど一定の要件を満たす場合に学校給食費の半額を補助するものである。申請手続が必要なため、十分な周知を図っていく。

なお、この制度を実施している自治体は、埼玉県内でも少数にとどまり、県南地区においては、本市が初めての導入となる。

平成31年第2回戸田市議会定例会（3月）教育関連一般質問及び常任委員会について

むとう葉子議員（日本共産党）

2 不登校児童生徒について

(1) 不登校児童生徒は、複数の課題を抱えていることが多く、本人に寄り添った課題解決が求められている。

① 本市の教育相談業務などは、不登校児童生徒との信頼関係が築かれ、一定の成果はあるが、相談員がかわることで再び不登校になるケースもある。そこで、教育相談業務の委託事業化について伺う。

→ 教育センターでは、平成11年の開設当初から教育心理専門員を任用し、様々な悩みを抱える子供や保護者に寄り添う相談業務を行っている。現在は、教育センターに4名の心理専門員を配置するとともに、昨年度からは小学校を巡回する専属のスクールカウンセラーを3名配置している。

これらの人員の募集にあたっては、大学への募集依頼など様々な周知を行っているが、全国的な需要が高まる中、人材の確保が年々大変難しい状況となってきた。そこで、人材の安定的な確保のため、来年度から資格を有するカウンセラーが多く登録する民間事業者への業務委託を行うための予算を計上している。

また、相談員の入れ替わりについては、現在も相談員が1～2年で交代している現状がある。来年度の相談員の業務委託を検証し、相談員が継続して勤務できる環境づくりについて研究していきたいと考えている。

② 地域における子供の学習支援事業は、不登校児童生徒の受け皿となり得ると考えるが、市の考えは。

→ 不登校の児童生徒への学習支援については、現在地域における民間の団体等にも大きな役割を果たしていただいている。子供たちの多様な状況に対応したきめ細かい支援を行うためには、教育委員会や学校と民間の団体等が連携し、相互に協力・補完し合うことが重要であると認識している。

これについて、文部科学省からの通知では、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際の学校や教育委員会の留意点に関する「民間施設についてのガイドライン（試案）」が示されている。これによると、実施主体については「不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること」、また、相談や指導については、専門的なカウンセリ

ング等の方法を行うにあたり「心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること」などの目安となる基準がある。

これらのことも参考にして、不登校の児童生徒の社会的自立や社会参加のための適切な支援や連携の在り方について、引き続き研究していく。

林冬彦議員（平成会）

2 平成30年度に戸田市の小中学校で始まったコミュニティ・スクールについて

(1) 戸田市のコミュニティ・スクールが目指すものは何か。

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づく戸田市学校運営協議会規則第2条には、「学校運営協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、戸田市教育委員会及び校長の権限と責任の下、地域住民、保護者その他の関係者が学校運営に参画し、学校と地域住民等との間の信頼関係を深めることで、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。」と定めている。つまり、地域と学校の連携体制を構築し、地域とともにある学校づくりを進めていこうというものである。

現在、急速なグローバル化や情報化の進展等、社会が大きく変化しており、学校を取り巻く課題は一層多様化・複雑化している。このような中、校長や教員等の学校関係者だけで学校運営を進めるのではなく、地域の教育力を学校に取り入れていく必要がある。

そこで、戸田市では本年度よりすべての小・中学校がコミュニティ・スクールとなったが、これを核としながら、今後、学校と地域が教育に関するビジョンを共有し、社会総がかりで教育を推進していきたいと考えている。

(2) 昨年度から始まったコミュニティ・スクールの現況は。

→ 本年度からの学校運営協議会の設置のため、昨年度は準備委員会を立ち上げ、本格的な導入に備えてきた。

これを踏まえ、本年度は導入1年目として、各校において年間5～6回程度の学校運営協議会を開催し、まずは「どのような学校を目指していくのか」「どのような子供たちを育てたいのか」という目指す学校像、児童生徒像を共有した上で、熱心に協議を行ってきた。一例をあげると「児童生徒の『あいさつ』をテーマに話し合い、取り組んではどうか」や「学校運営協議会が生徒の職業体験先として地元商

工会や商店会に協力依頼をしてはどうか」等、学校の教育活動を後押しするアイデアも多く出された。

今後の課題については、学校運営協議会は学校を支援する組織、言い換えればサポート役である。まずは、委員の方々に学校や子供たち、教職員をよく知ってもらえるよう、学校からの積極的な情報発信を促していく。また、実際に取組を決定した場合に、学校側だけで実行するのではなく、PTAや学校応援団等の方々も責任を持ち、主体的に関わっていただきたいと考えている。

今後も着実にコミュニティ・スクールの組織や体制の充実を図っていきたいと考えている。

(3) 新年度以降、学校運営協議会メンバーの資質を上げていくための方策をどのように考えているか。

→ 本年度は教職員や運営協議会委員の資質向上を図るため、様々な機会を通して制度の趣旨及び意義に関する研修会を開催してきた。

まず、学校関係者向けには、校長・教頭のほか、主幹教諭や教務主任に対する研修会も開催した。

また、委員向けには、昨年7月に文部科学省から講師を招聘し、御講演をいただいた。さらに、10月には委員全員と学校関係者を対象とし、コミュニティ・スクールの校長として先進的に推進してこられた経験を持つ第一人者の方の御講演と熟議による全体研修会を開催し、約100名が参加したところである。12月には、コミュニティ・スクール推進連絡協議会を開催し、各学校運営協議会の会長や委員の代表者が制度の意義や運用について改めて議論を行った。そのほかにも、他校の学校運営協議会の様子を実際に見る機会を設けるために、市内小学校2校で視察研修会を開催した。

また、本市では学校や学校運営協議会の指導・助言・支援を行う戸田市コミュニティ・スクール・ディレクターを任用し、各学校へのサポート体制を整備している。

以上、本市では他自治体に先駆けた先進的な研修を実施している。今後、新年度においても様々な研修会を実施し、委員の皆様の資質向上に努めていく。

3 戸田市で進められている教育改革について

(1) 戸田市の公教育における教育改革が目指すものと背景にある考え方は何か。

→ 本市では、全国に先駆けた様々な教育改革に取り組んでいるが、そのすべての原

点は、「子供たちがこれからの変化の激しい時代を生き抜くためにはどのような力が必要か」を問うことにある。

今、我が国を取り巻く状況は急速に変化しており、情報化やグローバル化のほか、人工知能やビッグデータの活用等の技術革新により、社会構造や雇用構造は今後も大きく変化すると言われている。また、人生100年時代が到来し、多様化・複雑化する価値観の中で、自分がどう生きるかを主体的に判断することが求められる。

こうした時代を生き抜くためには、既存の知識や技能を身につけるだけでは十分でなく、新たなことを自律的に学ぶ力のほか、課題解決力やITスキル、論理的思考力などの「21世紀型スキル」、また、身につけた知識や技能を現実社会で使いこなす力である「汎用的スキル」、さらには、やり抜く力や探究心、自己肯定感、多様性への理解などの人間性や社会性に関わる「非認知スキル」が必要である。

これらの力は世界で共通の基本的な能力であり、子供たちが将来社会で活躍するための基礎となるものである。本市では、こうした「グローバルな力」の育成に加え、海外との交流等の国際的な経験を通じた、世界に向けた幅広い視野や多様性への理解、異文化コミュニケーション力などの「国際的な力」を育むための教育を推進している。

これらの取組を通じて、探究心や社会への貢献意欲を原動力としながら、他者と協働して様々な課題に取り組むことができる子供を育てたいと考えている。

(2) 戸田市の公教育において、どのような教育改革が進められているのか。

→ 本市の教育改革では、エビデンスに基づく教育政策や産官学民との連携を重視している。

まず、エビデンスに基づく教育改革については、従来の「経験と勘と気合い」だけによる教育実践から脱却し、今後はエビデンスに基づく、より効果的な教育を進めていく必要があると考えている。例えば、授業改善の柱として、本市の研究者による延べ100程度の質的データを基に作成したルーブリック、すなわち重要な観点をまとめた評価表を作成し、これを授業改善の基本的な指標として研究授業や校内研修における活用を促進している。このほか、専門的な統計手法により学力の伸びがわかる埼玉県学力・学習状況調査の結果を活用し、大学等と連携して非認知能力に関する研究を進めたり、教員へのインタビュー等の定性的なデータと併せた分析により効果的な指導方法をまとめ、全校に広く共有したりしている。さらに、各学校や教員によるPDCAサイクルの実施に役立つよう、統計的なフィードバックの

手法も研究している。

次に、産官学民との連携については、社会の知のリソースを活用することにより、最先端の新たな学びを積極的に学校に導入している。例えば、プログラミング教育、英語教育、経済教育、リーディングスキルの4つの分野からなる「PEERカリキュラム」では、これらの教科横断的な力を育むための取組を通じて、他の教科教育における授業改善も促進している。また、多様性への理解や人生の生き方選択に関わる「セサミストリート・カリキュラム」も、自由に意見を言ったり他人の意見を受け入れたりすることができる学級風土の形成に影響していると認識している。

今後はさらに、地域と連携しながら、社会で活用できる実践的な力を育むため、子供たちが主体的にプロジェクトに取り組む「プロジェクト型学習・PBL」を導入するための研究も進めていく。

(3) 産官学民はどのようにかかわっているのか。

→ 本市ではこれまで、ベネッセコーポレーションやGoogle、Microsoft、Intel、国立情報学研究所など70を超える企業、大学、公的機関等と連携してきた。

具体的には、大学と連携した効果的な指導方法に関する共同研究や、最先端の分野で活躍する企業人や有識者による教員研修のほか、企業等が開発した新たな学びのためのカリキュラムやICT機器の効果的な導入を行っています。また、特別支援教育等の専門的な分野において高い識見を有する企業と連携した多角的な取組の研究や実践も行っている。

このような産官学民との連携の意義は三つあると考えている。

まず、最先端で質の高い教育が実現できるという利点がある。また、変化し続ける社会の動きを教室に取り入れることで、社会に開かれた教育課程の実現に寄与する。さらに、外部のリソースの活用により、教員の働き方改革にもつながる。

今後、産官学民との積極的な連携を通して、教育の一層の充実に取り組んでいきたいと考えている。

報告事項③

体罰に係る実態把握について

調査対象期間 平成30年4月1日～平成30年12月31日

	1 体罰の件数	2 体罰には該当しないが、アンケートの内容から不適切と思われる指導の件数
小学校	0	4
中学校	0	4
計	0	8

平成31年度
埼玉県公立高等学校入学予定者数並びに
国立・私立高等学校入学予定者数等について

戸田市教育委員会教育政策室

平成31年3月卒業予定者の進路等について

1 在籍数 1,074名(男子 572名 女子 502名)

2 県公立高等学校入学予定者数(639名)

	31年度	30年度
男子	334	317
女子	305	312
計	639 (59.5%)	629 (56.4%)

3 私立高等学校等入学予定者数(372名)

	31年度			30年度		
	県内	県外	計	県内	県外	計
男子	133	73	206	148	61	209
女子	81	85	166	93	100	193
計	214	158	372 (34.6%)	241	161	402 (36.1%)

4 上記以外の高等学校他入学予定者数(54名)

	男子	女子	計
国立高校・高等専門学校	2	2	4
県外公立高校	1	0	1
特別支援学校高等部 (さいたま桜・和光南・大宮北さいたま西分校)	9	3	12
サポート校(含通信制)・ 専修(専門)学校	14	23	37

5 その他の進路(9名)

	男子	女子	計
就職・家事手伝い・未定 (2次受検等)	6	3	9

平成31年度埼玉県公立高等学校入学予定者数

H31.3.12現在

I 県内公立高等学校〔全日制の課程〕

1 普通科（コース）				
学校名	学科等	男子	女子	計
上尾	普通	0	1	1
上尾鷹の台	普通	0	2	2
上尾橘	普通	0	1	1
朝霞	普通	1	0	1
朝霞西	普通	4	7	11
伊奈学園総合	普通	3	3	6
浦和	普通	14		14
浦和北	普通	3	4	7
浦和第一女子	普通		9	9
浦和西	普通	6	3	9
浦和東	普通	2	2	4
大宮	普通	6	5	11
大宮光陵	普通	4	1	5
大宮光陵	外国語	0	2	2
大宮東	普通	4	1	5
大宮南	普通	3	5	8
大宮武蔵野	普通	6	18	24
春日部	普通	6		6
春日部東	普通	0	1	1
川口	普通	5	4	9
川口北	普通	17	6	23
川口青陵	普通	20	10	30
川口東	普通	2	5	7
川越	普通	1		1
川越女子	普通		1	1
北本	普通	2	0	2
志木	普通	3	0	3
南稜	普通	27	21	48
新座	普通	2	6	8
新座柳瀬	普通	1	7	8
鳩ヶ谷	普通	4	4	8
与野	普通	17	20	37
和光	普通	15	7	22
和光国際	普通	1	2	3
蕨	普通	21	11	32
川口市立	普通	4	11	15
川口市立	文理スポーツ	3	2	5
市立浦和	普通	4	5	9
市立浦和南	普通	10	17	27
市立大宮北	普通	3	2	5
草加西	普通	2	1	3
草加東	普通	1	1	2
越ヶ谷	普通	0	2	2
越谷西	普通	0	1	1
越谷北	普通	0	2	2
越谷南	普通	0	1	1
三郷北	普通	0	4	4
ふじみ野	普通	1	0	1
川越西	普通	0	1	1
鴻巣女子	普通		0	0
① 普通科計		228	219	447

2 農業に関する学科				
学校名	学科	男子	女子	計
鳩ヶ谷	園芸デザイン	0	1	1

3 工業に関する学科				
学校名	学科	男子	女子	計
浦和工業	電気	11	0	11
	機械	7	0	7
	設備システム	5	0	5
	情報技術	4	0	4
川口工業	機械	4	0	4
	電気	3	0	3
新座総合技術	電子機械	1	0	1
	情報技術	1	0	1
	デザイン	0	2	2
川越工業	機械	1	0	1

4 商業に関する学科				
学校名	学科	男子	女子	計
上尾	商業	1	0	1
浦和商业	商業	9	18	27
	情報処理	6	5	11
大宮商業	商業	1	4	5
新座総合技術	総合ビジネス	0	1	1
鳩ヶ谷	情報処理	1	2	3
市立川越	国際経済	0	1	1

5 家庭に関する学科				
学校名	学科	男子	女子	計
新座総合技術	服飾デザイン	0	1	1
	食物調理	1	0	1

6 その他の専門学科				
学校名	学科	男子	女子	計
常磐	看護	0	3	3
南稜	外国語	0	3	3
和光国際	外国語	0	1	1
蕨	外国語	1	0	1
大宮光陵	音楽	0	3	3
	書道	1	0	1
芸術総合	美術	0	2	2
	映像芸術	0	1	1
	舞台芸術	0	0	0
大宮東	体育	1	1	2
ふじみ野	スポーツサイエンス	2	0	2
大宮	理数	1	0	1
川口市立	理数	0	0	0
大宮北	理数	1	1	2
いずみ	生物系	7	2	9
	環境系	2	1	3
越谷南	外国語	0	1	1
越谷北	理数	0	1	1
②専門学科計（2～6）		72	55	127

7 総合学科（全日）				
学校名	学科	男子	女子	計
	総合学科	0	0	0
③総合学科計		0	0	0

II 県内公立高等学校〔定時制の課程〕

学校名	学科等	男子	女子	計
大宮中央	普通	3	1	4
戸田翔陽	I	10	18	28
	II	9	7	16
	III	12	5	17
④定時制の課程計		34	31	65
⑤普通科+専門学科+総合学科+定時		334	305	639

平成31年3月中学校卒業予定者の国立・私立高等学校入学予定者数

H31. 3. 12現在

国立高校				県外私立男子校		県外私立共学校			
高校名	男子	女子	合計	高校名	男子	高校名	男子	女子	合計
お茶の水女子大附		2	2	京華	4	青山学院	0	2	2
				佼成学園	1	関東国際	1	0	1
				城北	1	京華商業	1	0	1
国立合計	0	2	2	日本学園	1	國學院	0	1	1
県内私立高校				日大豊山	4	駒澤大学高	1	1	2
高校名	男子	女子	合計	保善	1	桜丘	5	3	8
浦和学院	5	8	13	早大高等学院	2	淑徳	1	4	5
浦和実業	28	15	43	慶應義塾	1	淑徳巣鴨	2	0	2
浦和麗明	13	8	21	県外私立男子校合計	15	昭和鉄道	2	0	2
叡明	7	4	11	県外私立女子校		順天	1	1	2
大宮開成	13	12	25	高校名	女子	城西大学附属城西	1	0	1
開智	2	1	3	安部学院	6	駿台学園	2	0	2
川越東	5		5	慶應義塾女子	1	成立学園	6	4	10
慶応義塾志木	2		2	十文字	2	大東文化第一高	9	5	14
国際学院	4	3	7	潤徳女子	1	帝京	1	4	5
埼玉栄	7	7	14	瀧野川女子学園	6	東海大付属高輪台	1	1	2
栄北	2	0	2	東京家政大学付属女子	7	東京成徳大学高	3	2	5
栄東	1	1	2	東洋女子	3	東洋大学京北	2	2	4
自由の森学園	0	1	1	豊島岡女子学園	2	日大桜丘	1	2	3
秀明栄光	5	2	7	日大豊山女子	4	日大鶴ヶ丘	2	0	2
淑徳与野		5	5	文京学院大学女子	1	文教大学付属	0	1	1
昌平	0	1	1	日ノ本学園	1	法政大学高	0	1	1
城北埼玉	2		2	県外私立女子校合計	34	武蔵野	2	1	3
西武台	1	0	1			専修大付属	1	1	2
獨協埼玉	0	1	1			明大付属明治	0	1	1
花咲徳栄	0	1	1			安田学園	1	0	1
武南	27	9	36			(定)中央大学高	0	1	1
星野	1	2	3			山梨学院	1	0	1
細田学園	6	0	6			羽黒	2	0	2
立教新座	2		2			北陸学院	1	0	1
						朋優学園	0	1	1
						平塚学園	1	0	1
						日本航空石川	2	0	2
						東海大学付属札幌	0	1	1
県内私立合計	133	81	214			昭和学院	0	1	1
						明治大学付属中野八王子	0	3	3
						山形城北	1	0	1
						日体大荏原	1	0	1
						磐田東	0	1	1
						北星学園余市	0	1	1
						上野学園高等学校	0	1	1
						実践学園高等学校	0	1	1
						日本大学高等学校	0	1	1
						目黒日本大学高等学校	0	1	1
						帝京第三高等学校	1	0	1
						国立音楽大学附属高等学校	1	0	1
						国際基督教大学高等学校	1	0	1
						明治学院東村山	0	1	1
						県外私立共学等合計	58	51	106
						県外私立高校合計	73	85	158
						私立高校合計	206	166	372